

平成30年

第2回教育委員会臨時会会議録

平成30年3月23日

水戸市教育委員会

第2回教育委員会臨時会

- 1 開催日時 平成30年3月23日（金） 午後4時46分 開会
午後5時7分 閉会
- 2 開催場所 総合教育研究所 研究室5・6
- 3 出席者 教育長 本 多 清 峰
委員 東小川 昌 夫（教育長職務代理者）
委員 富 田 教 代
- 4 欠席者 委員 岩 切 ちひろ
委員 篠 崎 和 則
- 5 説明のため出席した職員の職、氏名
教育部長 七 字 裕 二
総合教育研究所長 萩 谷 孝 男
教育企画課長 三 宅 修
総合教育研究所副所長 小 川 佐栄子
- 6 本日の日程
 - (1) 議 事
議案第7号 平成30年度水戸市教育行政方針について【公開】
議案第8号 水戸市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則【公開】
議案第9号 水戸市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程【公開】
議案第10号 水戸市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程【公開】
議案第11号 水戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則【公開】
議案第12号 水戸市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則【公開】
議案第13号 水戸市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則【公開】
議案第14号 水戸市立学校管理規則の一部を改正する規則【公開】
議案第15号 水戸市教育委員会職員の人事について【非公開】

7 会議の概要

午後4時46分 開会

○本多教育長 ただいまから、平成30年第2回教育委員会臨時会を開会いたします。

本日、岩切委員、篠崎委員から欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

それでは、初めに、非公開とする案件についてお諮りいたします。

本日の案件のうち、議案第15号につきましては、非公開の取り扱いといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本多教育長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

なお、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号及び議案第13号についてでございますが、これらの議案は、教育委員会の組織の見直しに伴う規則等の改正であり、関連がございますので、議案第12号と議案第13号の日程を変更し、審議を行いたいと思っておりますので、御了承願います。

また、議案第15号 水戸市教育委員会職員の人事については、関係職員のみのお出席となりますので、御了承願います。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、議案第7号 平成30年度水戸市教育行政方針について、説明願います。

三宅教育企画課長。

○三宅教育企画課長 それでは、資料1ページをお開き願います。

議案第7号 平成30年度水戸市教育行政方針につきまして、これまで第2回、第3回の教育委員会定例会及び第1回教育委員会臨時会において御協議をいただいたところでございます。その際にいただきました御意見等を踏まえて、まとめたものでございます。

前回からの修正点が2か所ございますので、説明させていただきます。

初めに、8ページをお開き願います。

(5)学校評価の推進の目標指標につきましては、修正前は、「学校関係者評価の実施 全校」としておりましたが、既に全校で実施されているため、(4)地域住民の学校運営への参画の目標指標とあわせ、「学校関係者評価委員会の開催 年3回」と修正いたしました。

次に、13ページをお開き願います。

2の健やかな身体の育成、(2)学校保健の充実、(イ)健康教育の括弧内に「がんの予防」を追加いたしました。平成33年度から実施される新学習指導要領では、中学校の保健分野でがんについて取り扱うことが明記されておりますが、現在においても、小学校を含め、専門医やがんの経験者を外部講師としたがん教育の取組が実施されていることから、追加するものでございます。

修正点は、以上でございます。

議決いただきました後は、全ての課に周知するとともに、学校長会などを通じまして、各学校の教職員に対しても周知を徹底してまいりたいと思っております。

説明につきましては、以上でございます。

○本多教育長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本多教育長 ないようですので、議案第7号について採決いたします。

議案第7号について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**本多教育長** 御異議なしと認め、よって、議案第7号は可決しました。

次に、議案第8号 水戸市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則、議案第9号 水戸市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程、議案第10号 水戸市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程、議案第11号 水戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則及び議案第13号 水戸市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則についてでございますが、これらの議案は関連がございますので、議案第8号から議案第11号及び第13号については一括して審議を行いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**本多教育長** 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、三宅教育企画課長、説明をお願いします。

○**三宅教育企画課長** それでは、別冊で配布してございます資料を御覧ください。

議案第8号から議案第11号及び議案第13号について、一括して御説明いたします。

これらの議案につきましては、行政組織の見直しによるものが改正の主な理由でございます。

初めに、学校教育課につきましては、学校管理課と学校保健給食課の2つの課に分かれます。

学校管理課は学校管理係と学事係の2つの係からなり、学事係については、現在の学校教育課からそのまま移管しますが、学校管理係については、新たに設置される係となっております。

新たに設置する目的といたしまして、1つ目は、学校事故対応の一元化を図るというもので、教職員や児童生徒に起因する学校事故への総括的な対応を行うものです。

2つ目は、県費負担教職員の人事管理に関する事務について、現在は、参事の特命事項として行っておりますが、組織として行える体制とするものでございます。

次に、学校保健給食課につきましては、現在、単独調理校である小学校は学校教育課、共同調理場受配校である中学校は学校給食共同調理場、保育所及び幼稚園については幼児教育課と所管が分かれている給食事務を一元化して、幼児期から一貫した食育指導やアレルギー対策を図るものでございます。

次に、幼児教育課につきましては、事務を効率的、かつ効果的に執行できるよう、係の事務分掌を見直すとともに、係の名称を見直すものでございます。

運営管理係は、市立保育所、幼稚園の運営を所管するとともに、今後の市立施設のあり方など、政策を担当いたします。

入園入所係は、入園入所の受付や利用者負担金の収納などを担当いたします。

施設給付係は、民間施設への助成などを担当いたします。

次に、中央図書館につきましては、内原図書館が指定管理者による管理となるため、市の組織としては廃止するものでございます。

それでは、別冊資料をお開き願います。

まず、1ページをお開き願います。

議案第8号につきましては、水戸市教育委員会事務局行政組織規則等の一部を改正する規則でございますが、こちらは、組織の見直しに関して組織名や事務分掌を改正するものでございます。

次に、9ページをお開き願います。

議案第9号につきましては、水戸市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程でございますが、組織の見直しに係る改正のみで、新たな事務分掌にあわせて決裁の専決者を規程するものでござ

ざいます。

次に、19ページをお開き願います。

議案第10号につきましては、水戸市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程でございますが、新旧対照表にて説明いたしますので、32ページをお開き願います。

32ページの別表につきましては、組織の見直しに伴い改正を行いますが、その他の改正事項につきましては、水戸市では文書管理システムを導入して文書の管理を行うこととなりましたので、市長部局の規程と同様に改正をするものでございます。

次に、45ページをお開き願います。

議案第11号につきましては、水戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則でございますが、こちらも新旧対照表にて説明いたしますので、47ページをお開き願います。

内原図書館の削除を行うとともに、別表第2、現行の欄の一番左側、45ミリメートル平方、ほかと比べて大きい水戸市教育委員会之印というのがございますが、こちらにつきましては、近年全く使用していないことから、廃止するものでございます。

次に、55ページをお開き願います。

議案第13号につきましては、水戸市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則でございますが、内原図書館を廃止することに伴う改正のほか、60ページをお開き願います。

中央図書館のリニューアルオープンにあわせて、市立図書館の休館日及び開館時間が変更となりますことから、図書館利用カード裏面の案内について改正をするものでございます。

なお、以上5つの議案の規則及び規程の施行につきましては、いずれも平成30年4月1日とするものでございます。

詳細につきましては、後ほどお目通しをいただければと思います。

説明につきましては、以上でございます。

○本多教育長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

東小川委員。

○東小川委員 組織の見直しに伴い、学校教育課という名称はなくなるのですか。

○本多教育長 三宅教育企画課長。

○三宅教育企画課長 名称はなくなりますが、学校教育課の事務につきましては、現在の学事係の事務は学校管理課に、保健給食係と学校給食共同調理場の事務は学校保健給食課の所管となるものでございます。

○本多教育長 組織の見直しにつきましては、東日本大震災以降は我々も含め、教育委員会の各課が総合教育研究所の建物内にあるので話が通じやすいのですが、本庁舎が完成し、各課が移転してしまうと、総合教育研究所と本庁舎は距離が離れているため、学校事故対応の初動が遅くなってしまう可能性があります。そこで、新たに学校管理課を設置し、事故対応の初動を一本化し、司令塔として対応するような仕組みとしたわけです。

もう一つの理由として、学校教育課という名称の課があることによって、学校に関する電話が学校教育課に集約されてしまっており、学校教育課が本来担当する業務以外の電話も入ってきてしまっているのです。市民や他課にとって分かりやすい名称としたことによって、そのような不合理さをなくしました。

また、県費負担教職員の人事等についても、教育部参事が特命事項として一人で行っていたものを、課として対応するようにいたしました。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**本多教育長** ないようですので、以上の議案について一括して採決いたします。

議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号及び議案第13号について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**本多教育長** 御異議なしと認め、よって、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号及び議案第13号は可決しました。

次に、議案第12号 水戸市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則及び議案第14号 水戸市立学校管理規則の一部を改正する規則についてでございますが、これらは学習指導要領の改正に伴う規則の改正であり関連がございますので、一括して審議を行いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**本多教育長** 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、小川総合教育研究所副所長、説明願います。

○**小川総合教育研究所副所長** それでは、資料51ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第12号 水戸市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について、御説明いたします。

このたびの改正につきましては、平成29年3月に幼稚園教育要領が告示され、平成30年度から全面実施することに伴いまして、第5条の文部科学省幼稚園教育要領の告示番号を改めるものでございます。

次に、資料61ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第14号 水戸市立学校管理規則の一部を改正する規則について、御説明いたします。

このたびの改正につきましては、同じように平成29年3月に告示されました新学習指導要領の先行実施に伴うものでございます。

新学習指導要領は、小学校は平成32年度から、中学校は平成33年度から全面実施することとされております。その中で、小学校3、4年生は、外国語活動が必修となり、また、小学校5、6年生は、外国語は教科となりますとともに、小中学校ともに「道徳」は「特別の教科道徳」となります。

本市におきましては、これまでも、小学校1年生から6年生まで英会話を教育課程に位置づけており、新学習指導要領の実施に伴う大きな変更はございませんが、小学校5、6年生については、英会話ではなく、教科外国語として、平成30年度から先行実施いたします。

さらに、道徳につきましても、特別の教科道徳として、平成30年度から小学校では全面実施、中学校では先行実施いたしますことから、各学校が作成し、教育長へ届け出る教育課程編成書及び教育課程実施状況報告書など、各様式の教科名等の改正を行うものでございます。

幼稚園の学校管理規則もいずれも公布の日から施行するものでございます。

説明は、以上でございます。

○**本多教育長** それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

富田委員。

○**富田委員** 英会話や外国語というのは、英語以外もあるということですか。

○**本多教育長** 萩谷総合教育研究所長。

○**萩谷総合教育研究所長** 英会話や外国語ですけれども、先ほど説明させていただいたので繰り返してしまおうのですが、小学校3、4年生は外国語活動、小学校5、6年生は外国語と学習指

導要領に定められておりますので、こういった表記でやっていくことになります。学習指導要領上は、ほかの外国語もあり得るのですが、ほぼ英語を実施している状況であります。

○本多教育長 外国語については、英語を選択しているということですね。

ほかにございませんか。

東小川委員。

○東小川委員 総合的な学習の時間というのは、水戸まごころタイムに読みかえればよろしいのですか。

○本多教育長 萩谷総合教育研究所長。

○萩谷総合教育研究所長 はい。総合的な学習の時間は水戸まごころタイムに読みかえております。

水戸市は、国田義務教育学校以外の全ての小中学校が併設型小学校・中学校に移行しており、小中一貫教育の特認校の扱いを受けておりまして、学習指導要領上、弾力的に教育課程を編成することができるということに基づいて、そのような形にしております。

○本多教育長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本多教育長 ないようですので、以上の議案について一括して採決いたします。

議案第12号及び議案第14号について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本多教育長 御異議なしと認め、よって、議案第12号及び議案第14号は可決しました。

次に、議案第15号 水戸市教育委員会職員の人事についてでございますが、こちらの案件につきましては、関係職員のみのお出席となりますので、関係職員以外の方は、ここで御退室願います。

〔関係職員以外 退室〕

【議案第15号 水戸市教育委員会職員の人事について：非公開】

○本多教育長 以上をもちまして、本日の案件につきましては、全て終了いたしました。

その他、何かございますか。

三宅教育企画課長。

○三宅教育企画課長 それでは、お配りしております次回以降の教育委員会会議等日程(案)について、御説明をいたします。

今回変更がありました日程は、ゴシック体で記載しております第6回教育委員会定例会でございます。年間予定表では、5月24日木曜日としておりましたが、5月23日水曜日に変更となり、午後5時から総合教育研究所2階の研究室5・6で開催予定としております。

ほかの日程につきましては、変更はございません。

以上でございます。

○本多教育長 その他、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本多教育長 ないようでございますので、それでは、以上をもちまして、本日の臨時会を閉会いたします。

御苦勞様でした。

午後5時7分 閉会

8 議決事項

議案第7号について原案可決

議案第8号について原案可決

議案第9号について原案可決

議案第10号について原案可決

議案第11号について原案可決

議案第12号について原案可決

議案第13号について原案可決

議案第14号について原案可決

議案第15号について原案可決